

## 地域企業新事業展開支援補助金 公募要領

※本書の内容は令和4(2022)年6月27日現在のものになります。今後記載内容等が変わる可能性もございますので、御留意いただき、その時点の最新版を御確認いただきますようお願いいたします。

※ **本補助金の申請には、「G Biz IDプライムアカウント」の取得が必要です。**  
**取得未了の方は、予めG Biz IDプライムアカウント取得手続きを行ってください。**

※ **アカウントの取得には一定の時間がかかります。詳しくは、下記へお問い合わせください。**

**【G Biz IDプライムアカウントについて】**

**事務局（9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く））**

**TEL: 0570-023-797**

**ホームページ: <https://gbiz-id.go.jp/top/>**

**1 事業の目的**

「地域企業新事業展開支援補助金」は、新型コロナウイルス感染拡大や、原油価格・物価高騰の影響を受けた、県内の中小企業者等が実施する、ウィズコロナ・ポストコロナに向けた新たな取組（新たな事業展開）に要する経費の一部を補助することにより、地域経済の持続性の強化を図ることを目的とするものです。

**2 補助対象者**

本事業の補助対象者は、次の（1）～（4）に掲げる要件をいずれも満たす中小企業者等になります。

- （1）令和3（2021）年4月1日より前から、県内に事業所を有する（※1）中小企業者又は中小企業組合等（※2）であること。ただし、みなし大企業（※3）は除く。
- （2）令和4（2022）年1月以降のいずれかの月の売上高（又は付加価値額）が、令和元（2019）～3（2021）年同月と比較して5%以上（付加価値額の場合10%以上）減少している者
- （3）飲食店は「とちまる安心認証」を実績報告書提出までに取得すること。
- （4）次の①～⑥に掲げるいずれにも該当しないこと。
  - ① 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - ② 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしている者

- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑥ 県税を未納の者

※1 「県内に事業所を有する」とは、補助対象設備等を設置する店舗等が、栃木県内にあることを意味します。

例えば、登記簿上の本店所在地は栃木県外にあるが、栃木県内にある店舗等に補助対象設備等を設置する場合は、「栃木県内に所在する店舗等」となり、要件を満たします。一方で、登記簿上の本店所在地が栃木県内にある場合でも、栃木県外の店舗等に補助対象設備等を設置する場合は要件を満たしません。

※2 本事業において「中小企業者又は中小企業組合等」とは、商工会法（昭和35年法律第89号）第2条に規定する商工業者であって、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する者又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に定める商店街振興組合をいいます。

ア 中小企業者として本事業の対象となる会社及び個人の基準

（資本金基準と従業員基準のいずれかに該当することが必要です。）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 （資本の額又は 出資の総額）	従業員基準 （常時使用する 従業員の数）
製造業、建設業、運輸業、その他の業種 （下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

（注）常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

## イ 補助対象となりうる商工業者の範囲

本事業において、補助対象となりうる商工業者の範囲は、以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象とならない者
<ul style="list-style-type: none"><li>・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社）</li><li>・個人事業主（商工業者であること）</li><li>・中小企業組合（中小企業支援法第2条第1項第4号に該当する者）</li><li>・商店街振興組合（商店街振興組合法に該当する組合）</li><li>・士業法人</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・医師、歯科医師、助産師</li><li>・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様）</li><li>・一般社団法人、公益社団法人</li><li>・医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人</li><li>・営業を開始するのが令和5(2023)年2月11日以降の者</li><li>・任意団体 等</li></ul>

※3 本事業において「みなし大企業」とは次のいずれかに該当する者をいいます。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者等

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等

### 3 補助対象事業

(1) 補助対象事業となる新たな取組（新たな事業展開）について

補助対象事業となる新たな取組（新たな事業展開）とは、中小企業等経営強化法に基づく、以下の4つの「新事業活動」のいずれかを行い、経営力の向上を図ることをいいます。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新サービスの開発又は提供
- ③新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方法の導入

また、本補助金の実施事業は、日本標準産業分類において、以下の中分類となる事業である必要があります。

実施事業の分類と、既存の事業の分類の違いを確認することで、「新たな取組（新たな事業展開）」としての妥当性を、一定程度判断することができます。

なお、審査の際は、この分類に加えて、より詳細な計画内容等も踏まえ、新たな取組（新たな事業展開）であることを総合的に判断します。

## 【中分類一覧】

### ①宿泊業、飲食サービス業

「75 宿泊業」、「76 飲食店」、「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」

### ②各種小売業

「56 各種商品小売業」、「57 織物・衣服・身の回り品小売業」、「58 飲食料品小売業」、「59 機械器具小売業」、「60 その他の小売業」、「61 無店舗小売業」

### ③各種商品卸売業、繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業

「50 各種商品卸売業」、「51 繊維・衣服等卸売業」、「52 飲食料品卸売業」、「53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業」、「54 機械器具卸売業」、「55 その他の卸売業」

### ④生活関連サービス業、娯楽業

「78 洗濯・理容・美容・浴場業」、「79 その他の生活関連サービス業」、「80 娯楽業」

### ⑤各種製造業

「09 食料品製造業」、「10 飲料・たばこ・飼料製造業」、「11 繊維工業」、「12 木材・木製品製造業（家具を除く）」、「13 家具・装備品製造業」等

### ⑥その他

「82 その他の教育、学習支援業（「823 学習塾」、「824 教養・技能教授業」等に限定）」、「83 医療業（「8359 その他の療術業」等の医療保険適用外の事業に限る）」等

## (2) 補助対象事業に係る注意点について

補助対象事業の実施にあたっては、以下のことに注意してください。

○令和3年4月1日以降に実施（見積り、発注）した事業が対象となります。

○実績報告書については、提出期限（最長でも令和5（2023）年2月10日）までに提出してください。

なお、補助事業期間内に「新たな取組（新たな事業展開）」を実施することが必要です。補助事業期間中に発注、引き渡し、支払等を完了しても、実際の事業の取組が補助対象期間外だった場合は、補助対象外になります。

〔補助対象期間外と判断される例〕

- ア 機械装置等の購入や施設の改装をしたが、補助事業完了までに当該機械装置等や施設を使用して補助事業計画に記載した新たな取組を行っていない場合。
- イ 新たな取組を実施する店舗等が補助事業期間内に営業開始していない場合。
- ウ ECサイトを作成したが、補助事業完了までに公開・稼働していない場合。
- エ チラシを作成したが、補助事業期間中に配布を行わなかった場合。

## 4 補助事業計画

本事業における補助事業計画として、交付要領第4条第1項に規定された様式第1（別紙1）を提出する必要があります。

補助事業計画には、新たな取組（新たな事業展開）について、「事業名称（テーマ）」、「補助事業の取組内容の概要」を記載していただきます。加えて、それらを詳細に記載した資料として、①と②のどちらかの提出が必要となります。

### ①栃木県から承認を受けた経営革新計画

（計画期間中のもの。）

### ②経営革新計画に準じる計画として、県が認めるもの

（経営革新計画の承認基準に準じて作成されたもの。経営改善計画等を含む。）

## 5 補助率等

本事業における補助率及び補助金額は以下のとおりです。

### （1）補助率

補助率：2／3以内

### （2）補助金額

補助金額：上限 500 万円 下限 50 万円

※ただし、事業区分ごとに個別の補助上限額・下限額あり

## 6 事業区分等

本事業における事業区分及び補助金額は以下のとおりです。

事業区分	補助率	補助金額
(1) 新たな事業展開に必要な設備の導入	2／3 以内	30～300万円
(2) 新たな事業展開に必要な施設改装工事		20～200万円
(3) 新たな事業展開に必要な車両購入・改造費用		10～50万円
(4) 新たな事業展開に必要なECサイトやオンラインサービス等の構築		10～50万円
(5) 新たな事業展開に必要な情報サイトへの広告掲載等		5～10万円

※ (1)～(5)の事業区分から組み合わせて申請することができます。ただし、合計補助金額上限は500万円です。

※ (1)～(5)の事業区分ごとに設定されている上限額を超えて申請することはできません。

※ (1)～(5)の各補助金額が区分ごとの下限額を超えており、かつ、(1)～(5)の補助金額合計が、下限（50万円）を超えている必要があります。

<補助対象事業と補助金額の例>

○株式会社A社 補助金額5,000,000円の内訳

事業区分	購入設備等	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (2/3)
(1)	醸造設備	6,000,000円	3,000,000円 (上限額)
(2)	飲食店営業のための改装	2,700,000円	1,800,000円
(4)	ECサイトの構築	600,000円	400,000円
(5)	チラシの印刷	60,000円 (区分(5)の補助金額が下限額の5万円を下回るため、事業として採択しない)	—
計		9,360,000円	5,000,000円 (上限額)

○株式会社B社 補助金額計2,300,000円の内訳

事業区分	購入設備等	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (2/3)
(2)	配信ブース改装	2,700,000円	1,800,000円
(4)	オンラインレッスンの構築	1,800,000円	500,000円 (上限額)
計		4,500,000円	2,300,000円

○株式会社C社 補助金額0円の内訳

事業区分	購入設備等	補助対象経費 (税抜)	補助金額 (2/3)
(1)	製麺機	600,000円	400,000円
(5)	フリーページへの掲載料	75,000円	50,000円
計		675,000円 (補助金額計が下限額の50万円を下回るため、事業として採択しない)	—

## 7 補助対象経費

(1) 経費区分について

各事業区分における補助対象経費は、次の経費区分に分類されます。これ以外の内容は本事業の補助対象外となります。

事業区分	経費区分
(1) 新たな事業展開に必要な設備の導入	①機械装置等費
(2) 新たな事業展開に必要な施設改装工事	②外注費
(3) 新たな事業展開に必要な車両購入・改造費用	③車両購入費
(4) 新たな事業展開に必要な EC サイトやオンラインサービス等の構築	②外注費
(5) 新たな事業展開に必要な情報サイトへの広告掲載等	④広報費

※②外注費については、外注内容、金額等が明記された契約書を締結するなどにより、発注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。

※補助対象経費には、消費税及び地方消費税並びに振込手数料は含みません。

## (2) 補助対象経費に係る注意点

○国、県、市町等が助成する他の制度と重複しない経費であること。

国（JETRO 等の独立行政法人等を含む。）、県、市町等公的機関が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する経費は補助対象となりません。他の補助金を利用しているか利用予定の方は、それぞれの補助金事務局に予めご確認ください。

○使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費であること。

※見積書あるいはカタログ、図面等により、機械装置等のメーカー、機種、型番、改装工事の内容、EC サイトの仕様等が明らかである必要があります。これらの資料はオンライン申請時に送信していただきます。

○(1)の経費区分に該当するものであっても、審査により対象外となることや、査定や予算の状況等により補助申請額を減額して交付決定することがあります。

○証拠資料等によって金額が確認できる経費であること。

経費の支払方法は、口座から口座への振込が原則です。小切手、手形、相殺、10万円超（税抜）の現金支払は不可ですので、ご注意ください。

※詳細については、「(5) 経費の支払方法について」もご確認ください。

○1件あたり税込100万円を超える取引は、**2者以上**の見積書を徴取すること。

※中古品については、**税込100万円以下の場合も2者以上必要**です。

※詳細については、「(3) 各経費区分の説明」の各経費区分及び「(4) 補助事業の遂行に必要な契約の相手方に関する留意事項について」もご確認ください。

○補助金額は、実績報告書等に基づいて検査した後に確定されること。

交付決定通知に記載された金額は、実際に交付される補助金額とは異なる場合があります。

補助金額の確定には、補助事業の終了後、補助事業で取り組んだ内容を報告する実績報告書及び支出内容のわかる関係書類等を、定められた期日までに提出する必要があります。

もし、定められた期日までに実績報告書等の提出が確認できなかった場合は、補助金交付決定を受けていても、補助金を請求できませんので、必ず期日を守ってください。

なお、実際に交付される補助金額は、実績報告書等に基づいて検査した上で確定されます。

○本補助事業で導入した設備等は、補助事業で取り組む事業にのみ使用できます。目的外使用（例：補助事業以外への転用、個人的または家庭内での利用等）が明らかになった場合は、補助金の返還が必要になります。

### （3）各経費区分の説明

#### ① 機械装置等費

新たな事業展開に必要な設備の導入に要する経費

- ・本事業を実施するに当たって必要な機械装置等の購入に要する経費が補助対象となります。  
なお、通常の生産活動のための設備投資の費用、単なる取り替え更新の機械装置等の購入又は修理の費用は補助対象となりません。
- ・補助事業の実施に当たり、直接的に必要な不可欠な専用機械装置等に限り、汎用機器（例：パソコン、タブレット PC 及び周辺機器（ハードディスク、LAN、Wi-Fi、サーバー等））の購入費用であっても補助対象となる場合があります。
- ・契約期間が補助対象期間を超えるソフトウェア使用権を購入する場合は、按分等の方法により算出した事業期間分の経費のみが対象となります。

#### 機械装置等費の中古品の購入について

中古品の購入にあたっては、価格の妥当性を示すため、複数（2者以上）の中古品販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます。）による購入は不可。）から同等品についての複数見積を取得すること。

※ 新品購入の場合は100万円（税込）超の場合のみ複数見積が必要ですが、中古品購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて複数見積が必要です。

※ 補助事業計画申請時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。

中古品について、同等品の流通がないことにより複数の見積書を取得できない場合は、できるだけ近い条件の見積書を取得してください。

購入した中古品の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象となりませんのでご注意ください。

## ② 外注費

新たな事業展開に必要な施設改装工事、EC サイトやオンラインサービス等の構築に要する経費

- ・施設の改装又はEC サイトやオンラインサービス等の構築等、新たな取組に必要な工事等の業務の一部を第三者に外注する経費が補助対象であり、外注内容、金額等が明記された契約書等を締結し、発注する側である補助事業者に成果物等が帰属する必要があります。
- ・施設の改装は、新たな取組に直接的に必要な工事及び付随する工事が補助対象となります。老朽化した店舗の修理や、単なる設備の更新に係る工事等は補助対象となりません。
- ・EC サイトやオンラインサービス等の構築は、令和3年4月1日時点で、EC サイト又は今回構築するものと類似のオンラインサービスを有して（運営して）いない事業者が、新たにサイト等を開設するものが補助対象となります。
- ・EC サイトは、サイト上で商品等の選択、購入、決済までの一連の手続きができる必要があります。広報等を目的としたホームページの構築は補助対象となりません。
- ・オンラインサービスは、自社のサービスをオンラインで提供するサイト（オンラインレッスン等）の構築等が補助対象となります。オンライン見積等、商談・契約等に係る手続きをオンライン化するだけでは補助対象となりません。
- ・工事に付随する撤去・処分費用も補助対象とすることができます。

## ③ 車両購入費

新たな事業展開に必要な不可欠な車両の購入及び改造に必要な経費

### ○定義関係

- ・本経費区分の対象となるのは、道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」および同条第3項に定める「原動機付自転車」です。
- ・補助事業計画上車両の用途が明記されており、キッチンカー、デリバリーカー又は移動販売を行うための専用車両など、使用目的が明確であることが必要です。
- ・通常業務の営業車の購入や既存事業に使用する車両の更新など、汎用性がある車両や老朽化による買換えは補助対象外です。

### ○補助対象関係

- ・補助対象となるのは、「車両本体価格」と「改造費用」のみです。
- ・社名、屋号、補助金名等を車両に表示する費用も補助対象となります。  
※車両に社名、屋号又は補助金名の表示がない場合、補助金はお支払いできません。
- ・令和3(2021)年4月1日以降に見積り・発注し、補助事業実施期限までに支払いと事業の遂行が完了したもののみが補助金の対象となります。車を買っても、ローン等を組んだため、補助事業実施期限までに一部でも支払いが完了しない場合には、補助金の対象となりません。

### 車両購入費の中古品（中古車）の購入について

○中古車の購入は、次の条件を満たしている場合に限り、補助対象経費として認めます。

- ・ 価格の妥当性を示すため、複数（2者以上）の販売事業者（個人からの購入や、オークション（インターネットオークションを含みます。）による購入は不可。）から同等品についての複数見積を取得してください。

※ 新車の場合は100万円（税込）超の場合のみ複数見積が必要ですが、中古車購入の場合は、購入金額に関わらず、すべて複数見積が必要です。

※ 補助事業計画申請時に、これら複数の見積書を必ず添付してください。

中古車について、同等品の流通がないことにより複数の見積書を取得できない場合は、できるだけ近い条件（架装、仕様、車種、走行距離、排気量等）により見積書を取得し、添付してください。

- ・ 購入した中古車の故障や不具合にかかる修理費用は、補助対象経費として認められません。また、購入品の故障や不具合等により補助事業計画の取組への使用ができなかった場合には、補助対象となりませんのでご注意ください。

### ○車両購入後の運用上の注意事項

- ・ 車両の名義は、交付決定を受けた方の名義で登録してください。
- ・ 購入した車両は必ず資産計上してください。
- ・ 購入した車両の見やすい位置に判読可能な適正な大きさと企業名、屋号または補助金名のいずれかを表示してください。（プリント費用など、表示に必要な経費も補助対象です）
- ・ 補助事業で取り組む特定の業務にのみ使用したことがわかるよう、車両運行日誌を作成して、実績報告時に添付しなければなりません。
- ・ 栃木県内で営業していることがわかるよう、キッチンカーについては栃木県又は宇都宮市の営業許可を取得する必要があります。

### ④ 広報費

新たな事業展開に必要な情報サイトへの掲載等に要する経費

- ・ 補助事業計画に基づく商品・サービスの広報を目的としたものが補助対象です。
- ・ 計画外事業のPRや営業活動に活用される広報費は、補助対象となりません（新商品・サービスの名称や宣伝文句が記載されていないものは補助対象となりません）。
- ・ チラシ等配布物について、補助事業期間中に実際に配布もしくは使用した数量分のみが補助対象経費となります。
- ・ WEB広告等について、実際に広報がなされる（WEB広告の掲載等）のが補助事業期間終了後となる場合は補助対象となりません。

- ・WEB広告については、広告媒体を運営する事業者のホームページ等で、具体的なメニューや価格設定が確認できないなど、事業の実態及び効果が不確かなものについては、補助対象とすることができません。
- ・事業期間中にチラシの配布や広告の掲載を行っていても、完了報告時に、写真や画面コピー等で成果物（チラシ、広告等）が確認できないものは補助対象となりません。

#### <対象外となる経費（例示）>

- ①～④の経費区分に該当する場合でも、以下の内容は対象外になります。
- ・店舗等の移転・増改築費用
- ・不動産の購入・取得費
- ・駐車場代や事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費等
- ・製品及び試作品の作成・開発費用
- ・マスク、消毒薬、体温計等の衛生用品、USBフラッシュメモリ・SDカード等の電子媒体、レシート、食券、用紙類
- ・事業に直接的には必要不可欠と認められず、汎用性があり目的外使用になりうる機器等（パソコン・タブレットPC・タブレット端末・ウェアラブル端末及び周辺機器（ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・ウェブカメラ・イヤホン・タッチペン等）、什器類（机・椅子・架台・棚等）、電話機（携帯電話・スマートフォン等を含む）、エアコン、空気清浄機、次亜塩素酸水等生成機及び噴霧器、カーナビ、ドライブレコーダー等）
- ・電話代、インターネット利用料金・接続料等の通信費
- ・事務用品等の消耗品代（名刺、ペン類、インクカートリッジ、用紙、はさみ、テープ類、クリアファイル、封筒、OPP・CPP袋、CD・DVD、電池、段ボール、梱包材の購入など）
- ・雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- ・一般事務ソフトウェア（補助事業に必要不可欠な特定業務専用ソフトウェアを除く）、（目的・用途に関わらず）既に導入しているソフトウェアの更新料、ハードウェアの導入を伴わないソフトウェアのみの導入経費
- ・（ある機械装置等を商品として販売・賃貸する補助事業者が行う）当該機械装置等の購入・仕入れ（デモ品・見本品を含む）
- ・販売や有償レンタルを目的とした製品、商品等の生産・調達に係る経費
- ・機器やウェブサイトの単なる購入・取替え・更新・機能拡充等に要する経費
- ・ECサイトを既に有している場合の更新・機能拡充に係る経費（商品の追加等を含む）
- ・フランチャイズ本部が作成する広告物の購入
- ・売上高や販売数量等に応じて課金される経費
- ・ウェブサイトのSEO対策等で効果や作業内容が不明確なもの
- ・インターネットショッピングサイト、通販サイト等への掲載料
- ・機械装置・システム・サーバー等の保守費用、リース・レンタル料

- ・ 研修費用、操作説明の費用
- ・ 各種保証・保険料、車検費用
- ・ 公租公課（消費税・地方消費税は補助対象外とする。）
- ・ 船舶、動植物
- ・ 茶菓、飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- ・ 各種手数料（金融機関などへの振込手数料（ただし発注先が負担する場合は補助対象とする）、代引手数料、インターネットバンキング利用料、インターネットショッピング決済手数料、クラウドファンディング実施にかかる手数料、各種キャンセルに係る取引手数料等）
- ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金、商品券、金券
- ・ 免許、特許等の取得、登録費
- ・ 講習会、勉強会、セミナー研修等参加費や受講費等
- ・ 展示会等出展料
- ・ 専門家、コーディネーター等への旅費、謝礼等
- ・ 旅費、通訳料、翻訳料等
- ・ レンタカー代、燃料代、駐車場代
- ・ 役員報酬、直接人件費
- ・ 各種保守・保証・保険費用、車検費用、撤去・廃棄費用
- ・ 補助金応募書類・実績報告書等の作成・送付・手続に係る費用
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

< 制度上対象外となるもの（例示） >

- ・ 必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ オークション品の購入（インターネットオークションやフリマサイトを含む。）
- ・ 電子マネーでの支払、仮想通貨・クーポン・ポイント・金券・商品券での支払、自社振出・他社振出にかかわらず小切手・手形での支払、相殺による決済

その他、記載にない場合でも補助事業の目的に合致しないものは対象外となります。

(4) 補助事業の遂行に必要な契約の相手方に関する留意事項について

補助事業における発注先（委託先）の選定に当たっては、1件あたり税込100万円超を要するものについては、2者以上から見積書を徴取し、より安価な発注先（委託先）を選んでください。

補助事業の遂行に必要な、売買、請負その他の契約をする際、契約金額100万円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）以上の契約の相手方を、県から補助金交付等停止措置または指名停止措置が講じられている事業者とすることはできません。ただし、

補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當であるとして県から承認を受けている場合を除きます。

#### (5) 経費の支払方法について

(原則は口座から口座への振込。小切手、手形、相殺、10万円超(税抜)の現金支払は不可)

自社振出・他社振出にかかわらず、小切手・手形による支払は不可です。また、補助事業者から相手方へ資金の移動が確認できないため、相殺(売掛金と買掛金の相殺等)による決済は認められません。

クレジットカードによる支払は、補助対象期間中に引き落としが確認できる場合のみ認められます。

購入品の引き取りが補助対象期間中でも、口座からの引き落としが補助対象期間外であれば、補助対象外経費となります。分割払いにより、補助事業期間中に支払が完了せず、所有権が補助事業者に帰属しない物品購入も対象外です。リボルビング払いの物品購入も、補助事業期間中に当該リボルビング払いが全て完済しない限り対象外です。

なお、代表者や従業員が個人のクレジットカードで支払を行う場合は「立替払い」となりますので、①上記のクレジットカード払い時のルール(補助対象期間中に引き落としが確認できることが必要)及び②補助事業者と立替払い者間の精算(立替払い者への立て替え分の支払)が補助対象期間中に行われることを満たさなければなりません。

ローン等については、補助事業実施期限までに一部でも支払が完了しない場合は対象外です。

決済は法定通貨でお願いします。仮想通貨・電子マネー・クーポン・ポイント・金券・商品券の利用等は認められません。

#### (6) 電子商取引について

電子商取引を行う場合でも、「証拠資料等によって金額が確認できる経費」のみが対象となります。

取引相手先によく確認し、補助金で求められる、仕様提示、見積、発注、納品、検収、請求、支払といった流れで調達を行い、適切な経理処理の証拠となる書類(取引画面を印刷したもの等)を整理・保存・提出ができることを把握してから取引をしてください。

実際に経費支出を行っていたとしても、取引相手先の都合等により、発注した日が確認できる取引画面を提出できない、補助対象経費として計上する取引分の請求額が判明する書類が提出できない等の場合には、補助対象にできません。

#### (7) 経理について

補助事業を行うに当たっては、当該事業について区分経理を行ってください。補助対象経費は当該事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみとなります。

## 8 各種手続きについて

### (1) 受付期間等について

受付期間	令和4（2022）年7月1日（金）午前10:00から 令和4（2022）年9月30日（金）午後 5:00まで または申請額が予算額上限に達するまで
申請方法	オンライン申請のみになります。
採択通知	所定の審査終了後（申請受理後、定期的に審査し、順次通知します。）

### (2) 申請方法について

本補助金の申請方法は、「①通常手続」と「②一括手続」があります。

#### ① 通常手続

これから購入（一部の未購入、又は支払未了を含む。）する設備を申請する場合は、通常手続の申請となります。

オンライン申請時に、補助事業計画申請書と補助金交付申請書を送信していただきます。

補助金交付申請書は補助事業計画の採択後に正式受理となり、後日補助事業者に交付決定額を通知します。

補助事業は、補助事業計画のとおり実施していただきます。

補助事業が完了しましたら、オンラインにより実績報告書（※1）を提出していただき、実地検査（※2）を受けていただきます。

実績報告書及び実地検査の結果を審査し、補助金額の確定を行います。補助金を県に請求できるのは、これらの検査や額の確定の後になります。

#### ② 一括手続

全て既に購入し、支払済の設備について申請する場合は、一括手続の申請となります。

オンライン申請時に、補助事業計画申請書、補助金交付申請書及び実績報告書（※1）を送信していただきます。

補助金交付申請書は補助事業計画の採択後に正式受理となり、後日補助事業者に交付決定額を通知します。

実績報告書の提出日は、交付決定日と同日にさせていただきます。

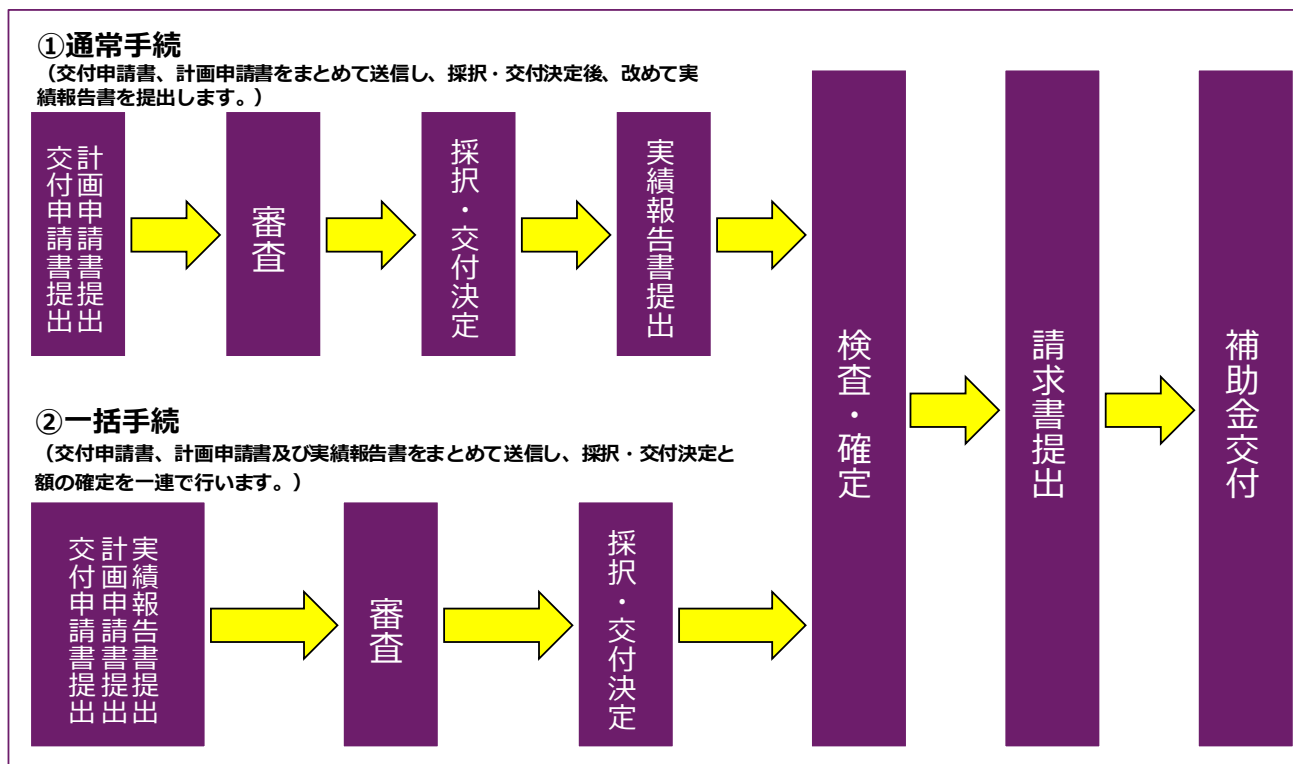
実地検査（※2）は実績報告書等に基づき実施します。補助事業計画申請書のオンライン申請から実地検査までの間、原則（※3）他の書類の提出は必要ありません。

実績報告書及び実地検査の結果を審査し、補助金額の確定を行います。補助金を県に請求できるのは、これらの検査や額の確定の後になります。

※1 実績報告書には、事業の実施結果や経費の支払についての証拠書類を添付していただきます。

- ※2 申請内容によっては、実地検査を省略する場合があります。
- ※3 審査の状況に応じて、追加書類の提出を求める場合があります。

### 【申請手続の流れ】



### (3) オンライン申請手続

申請は、下記のポータルサイトからのオンライン申請のみ受け付けます（郵送・持参不可）。

※携帯電話・スマートフォンには対応しておりません。

※本補助金の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要です。取得未了の方は、予めGビズIDプライムアカウント取得手続を行ってください。

### (4) 問合せ窓口

○地域企業新事業展開支援補助金事務局

名 称	地域企業新事業展開支援補助金事務局
ポータル サイト	<a href="https://www.tochigi-shinjigyo-tenkai.com">https://www.tochigi-shinjigyo-tenkai.com</a>
電 話	028-657-5151 <お電話でのお問い合わせ対応日時> 月～金曜日 （祝日・お盆期間（8/15、16）・年末年始（12/29～1/3）を除く） 9：00～12：00／13：00～17：00

## ○オンライン申請サポート会場

名 称	オンライン申請サポート会場 ※予約制
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンライン申請が困難な方に、入力方法や、申請書類の PDF 化（データ化）等のサポートを行います。</li> </ul> <p>※ 申請書類が全て準備できている方が、オンライン申請作業を行うことを目的としております。</p> <p>限られた予約時間内で効率的に作業していただく必要がありますので、<u>補助制度や書類の作成方法に関する確認や相談については、事前に補助金事務局等にお問い合わせの上、書類を御準備いただきますようお願いいたします。</u></p>
詳 細	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に「GビズIDプライムアカウント」を取得の上、ご来場ください。</li> <li>・会場には必要な書類を全て持参してください。</li> <li>・不足した書類がある場合は申請できません。</li> <li>・会場のパソコンをご利用いただけます。</li> <li>・会場では、新型コロナウイルス感染症対策のための御協力（マスクの着用、手洗いの慣行、来場者の個人情報提供等、事前検温）をお願いいたします。</li> <li>・詳細はポータルサイトを参照ください。</li> </ul>

### （5）申請回数

同一事業者からの申請は1回とします（複数の屋号を使用している個人事業主も1回のみになります）。

### （6）添付書類の内容

「P20の【別表】」に定める添付書類をご準備の上、オンライン申請してください。  
 なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求められることがあります。

## 9 採択審査

### （1）採択審査方法

本補助金の採択審査は、提出資料について、県において審査を行います。

採択審査は非公開で提出資料により行います。提出書類の不備があると審査できませんので、不備のないようご注意ください。

### （2）審査結果の通知

応募事業者全員に対して、採択または不採択の結果を通知します。

採択案件については、補助事業者名、代表者名、補助事業名、事業概要、住所、業

種、法人番号（法人の場合）及び補助金交付申請額を公表することがあります。

※採択審査結果の内容についての問い合わせにお答えできません。

### （3）その他

同一事業者が同一内容で本制度以外の国、県、市町等の補助事業や委託事業等と併願している場合には、不合理な重複及び過度な集中を排除するため、重複して採択いたしませんのでご注意ください。

## 10 補助事業者の義務

本事業の採択・交付決定を受けた事業者は、以下の項目を守らなければなりません

### （1）補助事業計画の内容や経費の配分の変更等

補助事業は、採択・交付決定を受けた内容で実施しなければなりません。

やむを得ない理由があり、購入する機器の機種、設置数、設置場所、車種、EC サイトの仕様等、補助事業の内容または経費の配分を変更する場合は、**予め所定の変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。**

承認を受けることなく、申請時に添付した見積書等と異なった事業を行った場合は、補助対象外となります。

また、補助事業の内容や各経費は、申請時に「経費明細表」等に計上し、採択・交付決定を受けなければなりません。計上されていない経費を、変更承認手続により事後に補助対象経費に加えることはできません。

### （2）実績報告書の提出

補助事業を完了したとき、又は中止、廃止の承認を受けたときは、実績報告書を提出しなければなりません。

交付決定を受けても実績報告時に対象外経費の計上が発見された場合には、当該支出を除いて実績報告書を作成しなければなりません。

なお、実施した事業内容の審査と経費内容の確認等により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

### （3）補助対象事業の経理

補助事業者は、補助事業に関係する帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、県等からの求めがあった際に、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

この期間に、県等が実地検査等を実施する可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。

#### (4) 財産の処分制限について

補助上限額にかかわらず、単価 50 万円（税抜）以上の機械装置等の購入、ウェブサイトの開設は「処分制限財産」に該当しますので、補助事業が完了し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間（通常は取得日から 5 年間）は処分（補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等）が制限されることがあります。

処分制限期間内に当該財産を処分する場合には、必ず県へ承認を申請してください。承認を受けた後でなければ処分はできません。県は、財産処分を承認した補助事業者に対し、当該承認に際し、残存簿価等から算出される金額の返還のため、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付が必要となることがあります。承認を得ずに処分を行うと、交付要領違反により補助金交付取消・返還命令の対象となります。

#### (5) 県の感染症対策への協力について

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」、「業種別ガイドライン」等の県の感染症対策に御協力いただくことが条件となります。

#### (6) とちまる安心認証について

飲食店は「とちまる安心認証」を実績報告書提出までに取得することが条件となります。

とちまる安心認証の有効期間が切れている場合は、未取得扱いとなり補助金を受け取れませんので、ご注意ください。

## 11 その他

#### (1) 産業財産権の帰属について

補助事業を実施することにより、産業財産権が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

#### (2) 補助事業に係る適切な資料整備について

原則として、補助事業完了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件に係る金額は補助対象外となります。

#### (3) 補助事業の適正な遂行のための検査について

補助事業の進捗状況確認のため、県又は補助金事務局等が実地検査に入ることがあります。また、補助事業完了後、補助金使用経費に係る総勘定元帳等の検査に入ることがあります。

#### (4) 補助金の返還命令について

補助事業完了後、県等による実地検査の結果、補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

(5) 消費税等仕入控除税額について

税制上、補助金は消費税の課税対象となる売上収入ではなく、特定収入となるため、事業者には消費税を含む補助金が交付された場合、補助金として受けた消費税も事業者の売上げに伴う預かり消費税の対象にはなりません。

補助事業に係る課税仕入れにともない、還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、本補助金では原則として予め補助対象経費から消費税額を減額することとしています。

(6) 個人情報の取扱い

補助金事務局が取得した個人情報は、以下の目的のため、国、県、市町との間で共有する場合があります。

- ① 補助事業の適正な執行のために必要な連絡
- ② 経済活動状況等を把握するための調査（事業終了後のフォローアップ調査を含む）
- ③ その他補助事業の遂行に必要な活動

(7) その他

射幸心を煽るおそれがあること、又は公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められる事業者（例：賭博、性風俗関連特殊営業等）は対象外です。

【別表】

オンライン申請システム構築の調整等により、変更が生じる場合があります。

○補助事業計画申請書・補助金交付申請書・口座登録 オンライン申請 添付書類  
 ※申請を行う全事業者で必要となる書類です。

	提出物	提出方法	
全 員	□①補助事業計画申請書 (実施要綱様式第1)	自動 取得	(GビズIDから取得)
	□②経営状況等報告書 (実施要綱様式第1別紙1)	画面 入力	・必要事項をポータルサイト上で入力してください。
	□③補助金交付申請書 (交付要領様式第1)	〃	・必要事項をポータルサイト上で入力してください。
	□④補助事業計画 I. 補助事業の内容 (交付要領様式第1別紙1)	画面 入力  Word 添付	・必要事項をポータルサイト上で入力してください。 ・事業計画の詳細について、別途作成した経営革新計画の(別表1)～(別表8)等を添付してください。
	□⑤補助事業計画 II. 経費明細書 III. 資金調達方法 (交付要領様式第1別紙1)	〃	・経費明細書、資金調達方法をポータルサイト上で入力してください。 ※経費明細書の画面入力については、補助対象経費を適正に算定するため、様式上に定められた経費区分より詳細に、金額や用途の入力を求める場合があります。 入力に当たっては、見積書等の内容をもとに入力することとなりますので、見積書の内容を事前に確認の上、画面入力に臨んでください。
	□⑥誓約書 (交付要領様式第1別紙2)	〃	・誓約についての情報をポータルサイト上で入力してください。
	□⑦役員等名簿 (交付要領様式第1別紙2の添付書類)	〃	・役員又は個人(個人事業者の場合)の氏名・生年月日・性別・住所をポータルサイト上で入力してください。 ※⑩履歴事項全部証明書に記載された役員を全員記載すること。
	□⑧納税証明書(栃木県税に未納がないこと等の証明)	PDF 添付	・栃木県内の県税事務所で取得し、PDF形式に変換した電子ファイルをポータルサイト上の所定の場所に添付してください(3か月以内発行のもの)。 ※納税証明書は各県税事務所の窓口のほか、郵送でも請求・受け取りをすることができます。 <参照: 栃木県 HP> <a href="http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/syoumeisyo.html">http://www.pref.tochigi.lg.jp/b07/life/zeikin/zeikin/syoumeisyo.html</a>

	提出物	提出方法	
全 員	□⑨2022年1月以降のいずれかの月の売上高（又は付加価値額）が、2019～2021年同月と比較して5%以上（付加価値額の場合10%以上）減少していることを証明する書類	”	<ul style="list-style-type: none"> <li>・比較する月の「売上帳簿」等（任意様式）をPDFに変換した電子ファイルをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>・ A：2022年1月以降の、任意の1か月 B：2019～2021年同月 A+B=2か月分を提出してください。</li> </ul>
法人の場合	□⑩履歴事項全部証明書	PDF添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局（登記所）で取得し、PDF形式に変換した電子ファイルをポータルサイト上の所定の場所に添付してください（3か月以内発行のもの）。</li> <li>※履歴事項全部証明書は法務局（登記所）窓口のほか、インターネットを利用してオンラインで交付請求し、郵送での受け取りをすることができます。</li> <li>&lt;参照：法務局 HP&gt; <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html">http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html</a></li> </ul>
個人事業主の場合	□⑪住民票	”	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市区町村で取得し、PDF形式に変換した電子ファイルをポータルサイト上の所定の場所に添付してください（3か月以内発行のもの）。</li> <li>※住民票の取得は市区町村窓口のほか、郵送等でも請求・受け取りできる場合もありますので、お住まいの役所・役場にお問い合わせください。</li> </ul>
全 員	□⑫補助対象経費の根拠が分かる資料（見積書、カタログ、仕様書等）	”	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書等のPDFデータをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>【見積書等の例】</li> <li>○機械装置等費、広報費の場合（どれか1つで可） <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・カタログ</li> <li>・電子商取引で見積もり画面を印刷したもの</li> <li>・取引先が提示する料金表</li> </ul> </li> <li>○外注費の場合（全て必須） <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・仕様書</li> </ul> </li> <li>○車両購入費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・見積書</li> <li>・架装や改造内容が確認できる書類</li> </ul> </li> <li>・1件あたり税込100万円超の取引は2者以上の複数見積を添付してください。</li> <li>・中古品、中古車の購入は2者以上の複数見積を添付してください。</li> </ul>

	提出物	提出方法	
全 員	□⑬工事内容に係る施工前、施工後の図面	〃	・施設改装については、施工前の平面図及び施工後の平面図を提出してください。 ※平面図は 50 分の 1 の縮尺を目安として、設計業者等が作成してください。 ※平面図にコメントを記載する等、工事内容が確認できるようにしてください
	□⑭事業実施前の写真 ※改装工事のみ添付	〃	・事業実施前の状況が確認できる写真を添付してください。 ・申請時は必須ではありませんが、実績報告では必須です。
	□⑮補助金を受領する口座の通帳（1-2 ページの見開き）	〃	・通帳の 1-2 ページの見開きの PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。
飲食業	□⑯とちまる安心認証審査結果通知書 ※既に取得済みの方	〃	・とちまる安心認証を受けたことが確認できる書類を添付してください。 【提出書類】 ・とちまる安心認証審査結果通知書

○ 補助事業実績報告書 オンライン申請 添付書類

※【一括手続】向けの追加必要書類です。

	提出物	必須	提出方法	
共通	□①補助事業実績報告書 (交付要領様式第 8)	◎	画面 入力	(一部情報は G ビズ ID から取得) 必要事項をポータルサイト上で入力してください。
	□②支出内訳書 (交付要領様式第 8 別紙 1)	◎	〃	経費区分・事業区分等をポータルサイト上で入力してください。
	□③取得財産等管理明細表 (交付要領様式第 15)	△	〃	・補助事業で取得した財産の明細をポータルサイト上で入力してください。 ・ <u>50 万円(税抜)以上の取得財産がある場合、提出必須</u>
飲食業	□④とちまる安心認証審査結果通知書 ※申請時に提出済みの方は不要	◎	PDF 添付	・とちまる安心認証を受けたことが確認できる書類を添付してください。 【提出書類】 ・とちまる安心認証審査結果通知書
設備・ 工事別	□⑤採用した見積書等	◎	〃	・書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。 【見積書等の例】 ○機械装置等費、広報費の場合（どれか 1 つで可） ・見積書 ・カタログ ・電子商取引で見積もり画面を印刷したもの ・取引先が提示する料金表 ○外注費の場合（全て必須） ・見積書 ・仕様書 ○車両購入費 ・見積書

	提出物	必須	提出方法	
設備・工事別	<input type="checkbox"/> ⑥契約書等	○	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>発注書、契約書、請書等を添付する。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑦完了報告書等	○	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>完了報告書、納品書等を添付する。</li> </ul>
設備・工事別	<input type="checkbox"/> ⑧検収（検査）調書等	◎	PDF 添付	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>完了確認した日付、担当者名、押印があるか。</li> <li>納品書への記載及び押印でも可</li> <li>検収調書は任意様式です。様式例は県のホームページに掲載しています。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑨施工前、施工後の図面	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>交付申請時から内容の変更がない場合も再度添付してください。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑩写真（事業実施前後）、EC サイト等の画面コピー、広告等の成果物が確認できるもの	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>EC サイト等は、実際にサイトが稼働していることが分かる画面を添付してください。</li> <li>導入する設備についてはテプラ等により「地域企業感染症対策新事業展開支援補助金」の表示を行ってください。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑪請求書	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑫支払を証する書類	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>領収書</li> <li>振込依頼書</li> <li>通帳</li> <li>当座勘定照合表</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑬総勘定元帳等	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>総勘定元帳は任意様式です。様式例は県のホームページに掲載しています。</li> </ul>
	<input type="checkbox"/> ⑭車両の業務使用がわかる書類	◎	〃	<ul style="list-style-type: none"> <li>書類の PDF データをポータルサイト上の所定の場所に添付してください。</li> <li>車検証</li> <li>車両運行日誌</li> <li>任意保険証書</li> <li>営業許可証（キッチンカーの場合のみ）</li> </ul>